

春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付要綱実施要領

1 目的

春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金（以下「補助金」という。）の交付については、春日部市企業等における太陽光発電設備・蓄電池設置補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

2 補助金の交付決定

要綱第8条第2項の補助金交付申請書等の審査に関する事項及び交付決定に関する基準は、以下のとおりとする。

- (1) 審査対象は、交付申請期限までに不備なく申請書類等が提出されたものとする。
- (2) 複数の審査対象がある場合は、審査対象の中で下記審査項目に基づく比較を行い、上位から決定した補助交付額の合計が予算額を超えるまでを対象とする。同一点数だった場合は、再エネ導入量の多い計画から優先して補助対象とする。なお、予算の範囲内で、補助率及び上限額を下回る金額で交付決定がなされることがある。

審査 項目	評価内容	配点
	蓄電池を設置すること	3点
	企業・法人規模が中小企業であること	3点
	春日部市と協定を締結していること(地域貢献)	1点
	春日部市ゼロカーボンシティ推進本部と協定を締結していること	1点
	再エネ・畜エネ設備を活用し、災害時に地域で使える電源を設けること(地域レジリエンス強化)	1点
	市内の商工団体へ加入していること(地域経済の活性化)	1点
	重点区域に設備を設置すること	1点

3 実績報告の提出期限

要綱第13条第3項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定を受けた年度内の2月20日（2月20日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までとする。ただし、申請者の責めに帰すことができない事由により報告が遅れる場合、市長が認めた日までとする。

附則 この要領は、令和7年4月16日から施行する。